令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

1 基本情報

 施策名
 09
 生活安全
 展開方向
 01
 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成

 主担当局
 危機管理安全局

2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	14 保 石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	1	60.6	%	80.0	56.2	60.8	59.7	60.8	60.6	
В	市内の刑法犯認知件数	ļ	3,809	件	2,797	6,564	5,734	5,097	4,355	3,809	
С	市内の特殊詐欺認知件数	Ţ	102	件	72	85	121	48	93	102	
D	市内の自転車関連事故認知件数	1	549	件	265	840	924	785	512	549	
Е	市の消費生活等の面で安心感を持っ ている市民の割合	1	82.6	%	90.0	80.2	86.0	86.5	89.3	82.6	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

(目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。

(成果)①防犯戦略に基づき事業を行い、刑法犯認知件数は平成以降最少となった。そのうち特殊詐欺は、令和元年度より自動通話録音機の貸出等を継続する中で8月より警察等と連携し、詐欺の予兆電話を確知した警察から市が連絡を受け各金融機関に警戒を依頼し、さらに、無人ATM前に市職員が赴き直接抑止を行った結果計6件の抑止に成功し、下半期は前年同期件数を下回った。(目標指標B·C)

②自転車盗難の発生しやすい集合住宅への被害予防チラシのポスティングや、集合住宅管理組合1団体と連携し「Alar-mmy.」の設置場所を増加させるなど取組を進めたこともあり、令和3年の自転車盗難認知件数は1,004件(前年比229件減)となった。(目標指標B)

③町会灯の実態調査では、公道を補完する私道に設置している町会灯が約70%であることがわかった。町会で維持できなくなった場合、市民生活に大きな影響があることから、他都市の事例調査を研究し、町会灯に関する助成制度の構築を図った。

④市民の安全安心のため、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを行った。また、暴力団排除活動支援基金を活用し、組事務所使用差止仮処分申請の代理訴訟といった地域住民による排除活動の支援を行うとともに、市内の複数の組事務所が解体されるなど、暴力団排除の取組が進んだ。(目標指標A)

(課題)①刑法犯認知件数は減少しているものの、市民が治安の向上を実感できるよう、継続した取組が必要である。また、特殊詐欺認知件数は年間では前年を上回っているため、引き続き関係機関と連携し、未然防止に取り組む必要がある。

②自転車盗難認知件数は対策を講じて以降、大幅に減少しているものの、依然として街頭犯罪認知件数の半数を占めることから、時間や場 所等の分析を深め、継続して未然防止に取り組む必要がある。

③町会灯を市へ移管したいという町会のニーズを踏まえ、助成のあり方について再度検討する必要がある。

④現在も特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き暴力団排除の取組を行う必要がある。

【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

(目的)交通安全教室や交通安全指導等の各種施策を実施し、交通ルールの習得や交通マナーの向上と交通事故の防止を図る。

(成果)⑤自転車交通安全教育に加え、事故データ分析に基づく様々な事故防止対策を実施してきた結果、令和3年の自転車関連事故認知件数は取組前の平成30年に比べ約41%(924件→549件)減少し、一定の効果をあげている。しかしながら、自動車やバイクが自転車に衝突する事故が増加し、対前年37件増となった。(目標指標A·D)

⑥今後実施すべき陸上交通の安全に関する施策を取りまとめた「第11次尼崎市交通安全計画」を策定し、今回から新たに、効果的な交通安全対策を推進していけるよう、各関係機関の取組や事業の進捗管理を行う進捗シートを作成し計画に盛り込んだ。(目標指標A·D)
②令和元年度の緊急安全点検で抽出した危険個所の安全対策の全て(94件)を完了した。令和2年度までに実施した通学路の交通安全対

⑦令和元年度の緊急安全点検で抽出した危険個所の安全対策の全て(94件)を完了した。 令和2年度までに実施した通学路の交通安全対 策について、小中学校へアンケートをした結果、約90%が整備した効果があったと回答があった。 令和3年度に要望のある学校と合同点検し、 対策が必要な箇所の洗い出しを行った。

(課題)⑤自転車事故の約9割を占める対自動車・バイク事故が増加しており、引き続き交通ルール遵守の徹底に取り組む必要がある。 ⑥交通安全対策会議で交通安全計画の進捗管理を行い、各関係機関の事業・取組の課題等を共有していく必要がある。 ⑦全国で通学路の事故が頻発している現状を踏まえて、通学路等の交通安全対策を継続的に行う必要がある。

【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

(**目的)**高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対する消費者トラブルの増加や、さらなるデジタル 化の進展によるサービスの多様化に伴い新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に迅速に対応する。

(成果)®相談内容において、60歳以上が4割以上を占め、29歳以下は1割程度であるが、年代に関わらず定期購入などインターネットを介した取引に伴う相談が多く、最近はSNSを契機としたもうけ話などの被害が目立ち、その相談や救済に適切に対応した。(目標指標E) ③巡回講座等の啓発活動や、市報やホームページなどによる効果的な情報発信を通じて、消費者被害に遭いやすい高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などが、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援できた。(目標指標E)

(課題)⑧消費者問題の多様化・複雑化といった変化に的確に対応していく必要がある。

【旧かんなみ新地に係る取組について】

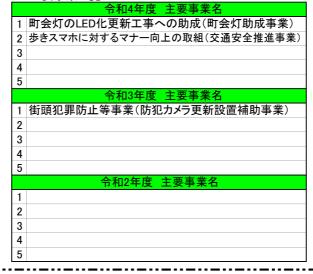
(目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。

(成果)⑩令和3年11月1日付けで尼崎南警察署と尼崎市との連名で警告書を発出し、全店舗が閉鎖となった。

①店舗閉鎖後も地域住民からまた元の形態に戻ることなどへの懸念があり、早急に対策するよう声があがっていることから、ハード・ソフトの両面から多岐にわたる分野での取組を同時並行的に進めるための全庁的な取組体制を構築した。

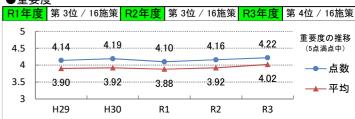
(課題)①②②警告書発出後、飲食店として営業を行っている店舗が8店舗(令和4年3月10日時点)あり、また元の形態に戻ることや廃業した店舗の空き家状態が長期化することへの懸念があることから、二度と元に戻さないための取組が必要である。

3 主要事業一覧



4 市民意識調査(市民評価)

●重要度



施策名:

施策番号:

生活安全

09

●満足度



令和4年度の取締

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

①犯罪減少を市民により実感してもらうメディア戦略を推進する。また、県自動通話 録音電話機普及促進事業を活用し、特殊詐欺の抑止に努める。

②盗難認知件数が多い傾向にある夏場に向け対策を進め、減少につなげる。

③町会灯の灯具をLED灯具へ交換する際に要する費用の一部を助成することで、町会灯の電気料金の負担を減らす取組を進めるとともに、電気料金の助成についても他都市の事例を参考に検討を進める。

④特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら地域団体とも連携し、取組を進めていく。

【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

⑤自転車関連事故の防止を引き続き推進するとともに、市民の交通安全意識の醸成や向上を目的とした効果的な取組を検討し実施する。

⑥交通安全対策会議内において各事業の進捗状況や課題を共有し、各関係機関 と連携しながら、各種取組の改善や課題解決を図る。

⑦令和3年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(55件)を着実に実施していく。

【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

⑧消費生活相談について、デジタル化の進展及びポストコロナを見据え、新たな消費形態等に対応した相談のあり方や相談者の利便性の向上が図れるよう、アクセス手段を増やすなど適官改善を図る。

⑨消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立を支援するとともに、特に若年者については、成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。

【旧かんなみ新地に係る取組について】

①地域住民が安全・安心して生活できるよう環境改善を図るとともに、賑わいを形成するまちの再生に係る取組の検討を行い、当該地域の土地建物の買取りについても具体的な検討を行う。

②旧かんなみ新地を元に戻さないための対策として、警察等の関係機関との密な連携により、定時パトロールなどを実施する。また、飲食店として営業を再開した施設には、衛生管理の手法であるHACCP(ハサップ)について立入指導するとともに、新規許可の申請があった際には、認可調査とともに、消防法に基づく立入調査を行うなど、引き続き各法に基づく調査を厳格に行う。

③旧かんなみ新地で働く事業者や従業員の生活支援対策として、引き続き、「くらしサポートセンター」での相談受付などの支援を行う。

主要事業の提案につながる項目

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

③町会からの要望の多い町会灯の電気代補助については、財政面での調整が必要である。

6 評価結集

評価と取組方針

・本市のイメージ向上のため、防犯対策による 治安の向上について、引き続き、さまざまな 媒体・機会を通じ、市内外に発信する。

・公道を補完するような私道に設置された公益性が高い町会灯灯具について、設置箇所の不足等を確認し、電気料金の助成制度の創設に向けて検討を進める。

・消費生活相談については、若年者からの相談にも対応できるよう、アクセス手段の拡充の検討を進める。また、さらなるデジタル化の進展に伴い、サービス等が多様化することで発生する新たな課題への対応力を強化する。

・旧かんなみ新地を二度と元に戻さないため、基本方針に基づき、当該地域の土地建物の取得に向けた取組や困難を抱えた関係者を支援するための対策をスピード感を持って進める。

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

1 基本情報

施策名 09 生活安全 展開方向 02 自転車のまちづくりの推進 危機管理安全局

2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	14 保 12	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	いる」と感している市氏の割合	1	41.5	%	60.7	_	_	_	_	41.5	
В	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新 規ユーザー数	1	21,231	人	42,462	1,417	7,385	9,582	14,192	21,231	
С	自転車走行環境の整備割合	1	27.1	%	58.5	9.7	16.6	21.8	23.6	27.1	
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	ļ	83	台	62	319	257	158	131	83	

5 担当局評価

目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

(目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境 こやさしいまち"あまがさき"を目指す。

(成果)①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同Twitterを活用し、自転車活用による観光振興、環境負荷低減、健康増進 といった都市魅力の創造に関する情報など、最新情報の発信を行った。また、同サイトに、より情報発信につながるショートムービー(現在は事 故防止編のみ)といった新たなコンテンツを追加した。(目標指標A·B)

②自転車のまちづくりに取り組む「グッと!尼っ子リンリンサポーター」については、当該年度は募集を休止したものの、既存のサポーターの活動 を尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」で周知するなどPRを行った。(目標指標A·B)

③電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せるコミュニティサイクルについては、より利便性を高めるため、ポートの維持 及び拡大に努め累計29箇所となった。また、西宮市や豊中市など本市と同種のコミュニティサイクルがある近隣自治体と、より具体的な連携を 行う目的で設置された協議会に参画し、意見交換を行った。(目標指標A)

(課題)①ポータルサイトについては、特に自転車活用による都市魅力の創造についてのコンテンツを充実させる必要がある。

②サポーターについては、前年度も新たな応募がなく自転車のまちづくりの浸透が不十分であるため、制度の検証が必要である。

③コミュニティサイクルについては、利便性を高めるため、ポートの維持及び拡大に努める必要がある。また、近隣自治体との連携体制が構築 されたことからより広域的な利用を検討する必要がある。

④自転車活用による都市魅力の創造について、コロナ禍においても持続可能な取組の検討が必要である。

【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

(目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。

(成果)⑤自転車ネットワーク路線(山陽新幹線側道)に位置づけている道路の路肩に矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(山手幹 線)の歩道に歩行者と自転車の分離通行を促すシールの設置など、合計3.52kmの整備を行った。 小田南公園周辺や阪急塚口駅周辺など の道路の再整備に合わせた自転車ネットワーク路線の追加などネットワーク路線の拡充に向けた取組を進めた。また、生活道路に「自転車とま れマーク」の設置や矢羽根型の路面標示の設置に向けて関係機関との協議を進めた。(目標指標A·C)

(課題)⑤自転車ネットワークに位置づけている路線の整備率の向上とともに、整備に合わせた路面着色ルールの周知を図る必要がある。ま た、生活道路における「自転車とまれマーク」の設置を計画的に進めていく必要がある。

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

(目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。

(成果)⑥指定管理者と協議のうえ対処療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。

(課題)⑥尼崎市立駐輪場のうち、老朽化が進んでいる施設については建替え等の予防保全型の修繕が必要である。

【迷惑駐輪対策の推進】

(目的)駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。

(成果) ⑦駅前放置禁止区域内における放置自転車等の撤去業務及び保管返還業務について民間事業者への委託を拡大した。

⑧駅周辺の夜間における店舗前路上の迷惑駐輪対策として、市内6駅の啓発業務を18時から19時まで延長し、近隣駐輪場への誘導など夜 間の放置対策の強化に努めた。(目標指標D)

⑨土曜日の放置自転車撤去については、毎年度撤去回数を増やした結果、1駅の撤去平均台数が初年度の令和元年度と比較して、令和2 年度で42.5%、令和3年度で62.0%減少した。(目標指標D)

(課題)⑧コロナ禍における外出自粛要請により人の流れが抑制されたため、駅周辺の夜間における店舗前路上の正確な放置状況が把握で きていない。

3 主要事業一覧



4 市民意識調査(市民評価)



施策名:

施策番号:

生活安全

09

●満足度



【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

①ポータルサイトについては、自転車活用による都市魅力の創造を中心に、情報発 信を引き続き実施するとともに、ショートムービーのような市民等がより気軽に楽しむ ことのできるコンテンツを充実させるなどし、新規ユーザーの増加を通じて、自転車 の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち「あまがさき」の周知を図る。 ②引き続きサポーターの活動及び市の取組を周知すると同時に、同制度の検証を 行い、新たなサポーターの応募に資するような周知を行う。

③コミュニティサイクルについては、ポートの維持及び拡大に努めるとともに、利用者 の利便性や本市のまちづくりに資するよう、今後の展開の方向性を検討する。また、 引き続き、近隣自治体と連携することで、広域的な利用状況を確認し、より利便性 を高める。

④新型コロナ感染症の流行状況を見定めながら具体的な施策につながる検討を

【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

⑤道意線や尾浜区画第31号線などの自転車通行環境整備を早急に進めるととも こ、兵庫県が整備しているネットワーク路線である長洲線・近松線の整備に向け関 係機関との協議を進めていく。また、路面着色のルールについてホームページ等に よる周知を図る。

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

⑥老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場について、さんさんタウン3番館に新設予 定の駐輪場(約400台)を整備するなど、令和4年度中に現利用者約400台分の代 替駐輪場の確保に努める。また、プロポーザル方式による建替え事業者の選定も 併せて進める。

【迷惑駐輪対策の推進】

⑧コロナ前と比較できる状況となるまでは、引き続き市内6駅の啓発業務を19時ま で実施する。

・自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」 について、自転車活用による観光振興、環境 負荷低減、健康増進といった都市魅力の創 造に向け、サイクリングファンを本市に誘導す る、お得な情報が手に入るようにするなど、さ らなる活性化に向けた企画を工夫する。

・自転車のルールについて、自転車だけでな く、自動車の運転者にも理解が進んでおら ず レーントを走るなど白転車側はルールを 守っていても危険と感じるケースがあるため、 警察と連携した取組により、理解浸透を図る。

・コミュニティサイクルについて、同一ポート間 を頻繁に利用するユーザーが快適に利用で きるよう、返却先ポートが空いていないときの 対策等について、運営事業者とともに検証を 進める.

・協定に基づいて民間事業者が運営する駐 輪場については、コミュニティサイクルのポート 設置など、公益的な取組を増進できるよう、 協定内容の変更について検討する。

主要事業の提案につながる項目

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

1 基本情報

 施策名
 09
 生活安全
 展開方向
 03
 ルール遵守やマナー向上

 主担当局
 危機管理安全局

2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値					
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
A	「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	1	56.3	%	75.9	_	_	_	_	56.3	
В	歩きたばこを禁止する条例の認知度	1	43.9	%	100	_	_	32.3	35.7	43.9	
C	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	1	3	駅	13	_	1	3	3	3	
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の 認知度	1	_	%	100	_	_	_	_	_	
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っ ている人の割合	Ţ	6.3	%	0	_	_	_	_	6.3	

※目標指標Eの基準値及び実績値は、令和3年度にJR尼崎駅で実施した調査の結果である。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】

(目的)現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。

(成果)①市民意識調査において、「ルール・マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じないと回答した方が全体の39.1%であり、 市民が求めている取組は、「たばこの喫煙(受動喫煙、ポイ捨て、歩きたばこなど)」、「ごみの捨て方(分別、ポイ捨てなど)」、「自転車の交通安全(信号無視、自転車スマホなど)」に関する割合が高いことがわかった。(目標指標A)

(課題)①マナーについては社会生活を円滑にするために、市民一人ひとりが身につけるべき行動や態度という点で共通しており、課題や情報を共有しながら全庁的に取り組む必要がある。

【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】

(目的)歩きたばこの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。

(成果)②たばこに関するルール、マナーについては、歩きたばこの禁止や受動喫煙防止等について、市内13駅周辺では委託による巡回啓発(延べ228回/年)並びに月1回職員も共同で実施するとともに、チラシやポスターの配布、ガードレールなどで新たな啓発プレートの掲示(586枚)、駅周辺等にのぼりの設置(105本)、啓発たすきの作成(1,000枚)・配布など、市民への啓発等を図った。(目標指標B・C)

(課題)②本市たばこ対策推進条例の市民への認知度は徐々に上がっているものの、歩きたばこが未だ散見され、苦情も多く寄せられている。

【廃棄物に関するルール遵守の推進】

(目的)一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図り、もって誰もが気持ちよく暮らすことができるまちづくりを推進する。

(成果)③尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等(以下「廃棄物条例等」という)については改正素案作成に向け、市民意見聴取プロセスにおける市民等の意見も踏まえ、資源物の持ち去り禁止やごみの分別排出義務等を規定することについて検討を行った。(目標指標D) ④資源物の持ち去りに対して市民の関心も高まったことから、市民からの相談に応じパロールを行うなど持ち去り防止の啓発に努めた。ポイ捨てについては、主要駅前ターミナルの清掃等ごみの捨てにくい環境づくりに資する啓発を行った。

(課題)③④廃棄物条例等の改正では、改正内容の周知の徹底など円滑な施行に向けた取組が必要である。資源物の持ち去りに関しては、 騒音等に困っている市民がいる一方、規制により生活困窮者に影響を生じる可能性もあることから、環境的側面だけでなく福祉的側面も意識した丁寧な周知・啓発を行っていく必要がある。ポイ捨てについても減少傾向にあるものの撲滅には至っていない。

【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】

(目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、 交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。

(成果)⑤自転車交通安全教育に加え、事故データ分析に基づく様々な事故防止対策を実施してきた結果、令和3年の自転車関連事故認知件数は取組前の平成30年に比べ約41%(924件→549件)減少し、一定の効果をあげている。特に対歩行者の事故は全体の2%程度となっている(日暦指標A)

⑥歩行者の「歩きスマホ」について、交通安全教室や啓発キャンペーンなど様々な機会を捉え啓発を行ってきた。令和3年度に、通勤・通学時間帯にJR尼崎駅で実態調査を行ったところ、「歩きスマホ」を行っている方が全歩行者中の約6.3%であった。(目標指標A・E)

(課題)⑤自転車関連事故認知件数は減少しているが、市民意識調査では自転車の交通安全について守られていないと多くの市民が感じていることから、これまでの事故防止対策に加え、交通マナー向上に向けた取組を行う必要がある。

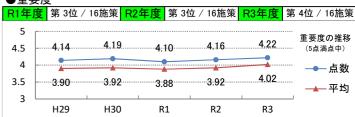
⑥「歩きスマホ」は道路交通法に規定はないものの、事故につながる危険な行為であることから、改善に向けた取組を行う必要がある。

3 主要事業一覧

	令和4年度 主要事業名
1	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

●重要度



施策名:

施策番号:

生活安全

09

●満足度



令和4年度の取締

【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】

①市民のルール遵守やマナー向上に向け、複数局で取り組む必要があることから、 組織横断的に推進するための「(仮称)尼崎市マナー向上プロジェクトチーム」を設 置し、効率的で効果的な取組を実施していく。

【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】

②引き続き、地域振興センターと連携強化を図りながら、歩きたばご禁止等の啓発活動に取り組む。

【廃棄物に関するルール遵守の推進】

③④家庭ごみべんりちょうなどにより、分別やポイ捨て禁止などごみの適正排出ルールの周知を図るとともに、ごみ減量等に積極的に取り組む共同住宅のごみ集積所を認定する制度の導入を検討するなど啓発に取り組む。資源物の持ち去り禁止については、改正条例の周知を兼ねたパトロールを実施し理解を求めるとともに、生活支援に向けた情報提供など福祉的側面も踏まえた取組を行う。

【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】

⑤自転車関連事故の減少に向けた交通ルール遵守についてこれまでの取組を推進していくともに、啓発キャンペーンやPR方法などについて、市民の関心を高めるような効果的な手法について検討していく。また、今後は、歩行者などが危険と感じる行為の抑止に向け、交通マナー向上についても取り組んでいく。

⑥スマートフォン等携帯電話利用者のマナー向上のため、「歩きスマホ」に関する実態調査を市内3駅で行うとともに、乗降客数の多い市内鉄道駅をモデル駅に選定し、人の行動心理に訴えかけ「仕掛学(*1)」や「ナッジ(*2)」を活用した対策を学識経験者等と合同で企画立案し実施する。また、鉄道事業者や警察とも連携し、合同キャンペーンを実施する。

(*1)「(意識的に)ついしたくなる仕組みを作ること」

(*2)人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう誘導する手法

6 評価結

評価と取組方針

・マナー向上について、市の魅力向上の観点から、各局が関係機関と連携を図りながら、 主体的な取組を進めるとともに、組織横断的なチームにてノウハウの共有や事業の推進・ 進捗管理を行い、取組を強化していく。まずは、さまざまな分野で実施しているキャンペーンやパトロールについて、効率的・効果的に実施できるよう検討し進める。

・喫煙マナーに関して、駅前の路上喫煙禁止 区域の設定、喫煙所の設置と条例違反とな る灰皿の撤去について、ロードマップを描き、 たばこ対策推進プロジェクトチームによる進捗 管理のもと集中的に取り組む。

・令和7年に予定されている大阪・関西万博に向け、路上喫煙を全面禁止とする方針を取っている大阪市の動向も踏まえつつ、路上喫煙全面禁止に関する調査・検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【廃棄物に関するルール遵守の推進】

③④廃棄物の更なる適正処理の確保に向けて、資源物の持ち去り防止等、改正条例等に基づく啓発・指導等の取組を進める。